

第三次鳴門市生活排水対策推進計画

鳴 門 市

目次

第1章	序論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1. 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・	1
第2章	公共用水域、市内河川等の水質の現状・・・・・・・・	2
	1. 環境基準の設定状況・・・・・・・・	2
	2. 鳴門市域の海域の水質・・・・・・・・	3
	3. 鳴門市域の河川の水質・・・・・・・・	5
	4. 身近な河川や水路の水質・・・・・・・・	7
第3章	鳴門市の生活排水処理状況・・・・・・・・	11
	1. 汚水処理人口普及率の現状・・・・・・・・	11
	2. 処理施設及びその整備計画の概要・・・・・・・・	11
第4章	生活排水対策の推進・・・・・・・・	12
	1. 計画の理念・・・・・・・・	12
	2. 基本方針・・・・・・・・	12
	3. 計画の期間・・・・・・・・	13
	4. 計画の目標・・・・・・・・	13
	5. 基本施策・・・・・・・・	14

第1章 序論

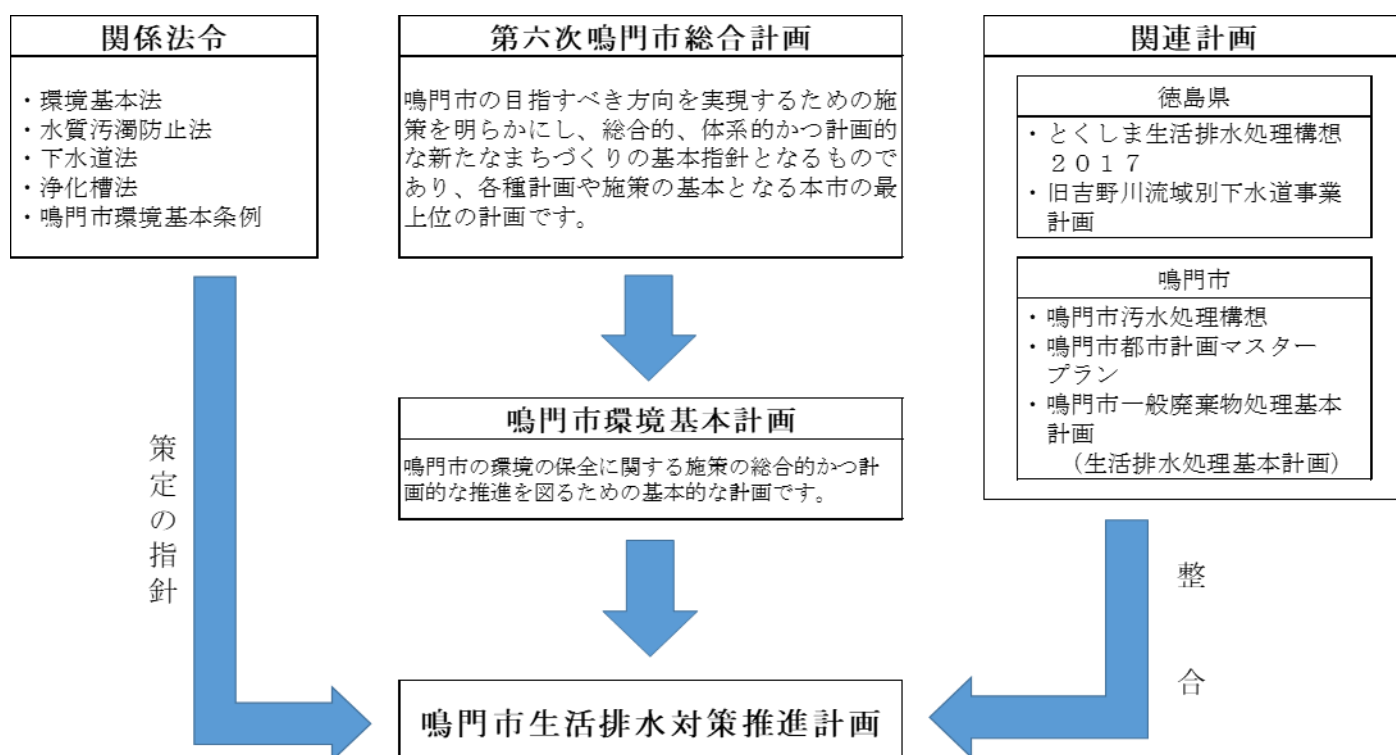
1. 策定の背景

鳴門市は、平成4年9月に水質汚濁防止法に基づく「旧吉野川流域等生活排水対策重点地域」に指定されたことから、市と住民が一体となって生活排水対策を行うため、平成5年3月に「第一次鳴門市生活排水対策推進計画」、平成23年3月に「第二次鳴門市生活排水対策推進計画」を策定し、これまで生活排水処理施設の整備や身近な水環境の改善に向けた取り組みを進めてまいりました。

このたび、同計画期間が令和2年度末（平成32年度末）で終了したことから、「第三次鳴門市生活排水対策推進計画」の策定を行うものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、公共用水域の水質汚濁の環境基準を定める「環境基本法」や生活排水対策の推進について定めた「水質汚濁防止法」などの関係法令を計画策定の指針とし、「第六次鳴門市総合計画」をはじめとする上位計画や関連計画との整合を図るものとします。



第2章 公共用水域、市内河川等の水質の現状

1. 環境基準の設定状況

環境基本法第16条の規定に基づく「環境基準」は、水質の汚濁に係る環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として河川や海域などに設定されたもので、公共用水域の水質汚濁防止のために講じられる排出規制や下水道整備等各種諸施策の共通の行政目標となるものです。

この環境基準は、対象となる項目により「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とに分けられています。このうち、生活環境項目は、河川、海域の水域別に、河川はAA、A、B、C、D、Eの6類型、海域はA、B、Cの3類型及びI～IVの4類型に分類され、それぞれ基準値が定められています。

生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN /100 ml以下	検出されないこと
B	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出されないこと
C	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—

イ

項目 類型	全窒素 (T-N)	全 磷 (T-P)
I	0.2 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
II	0.3 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
III	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
IV	1 mg/ℓ以下	0.09 mg/ℓ以下

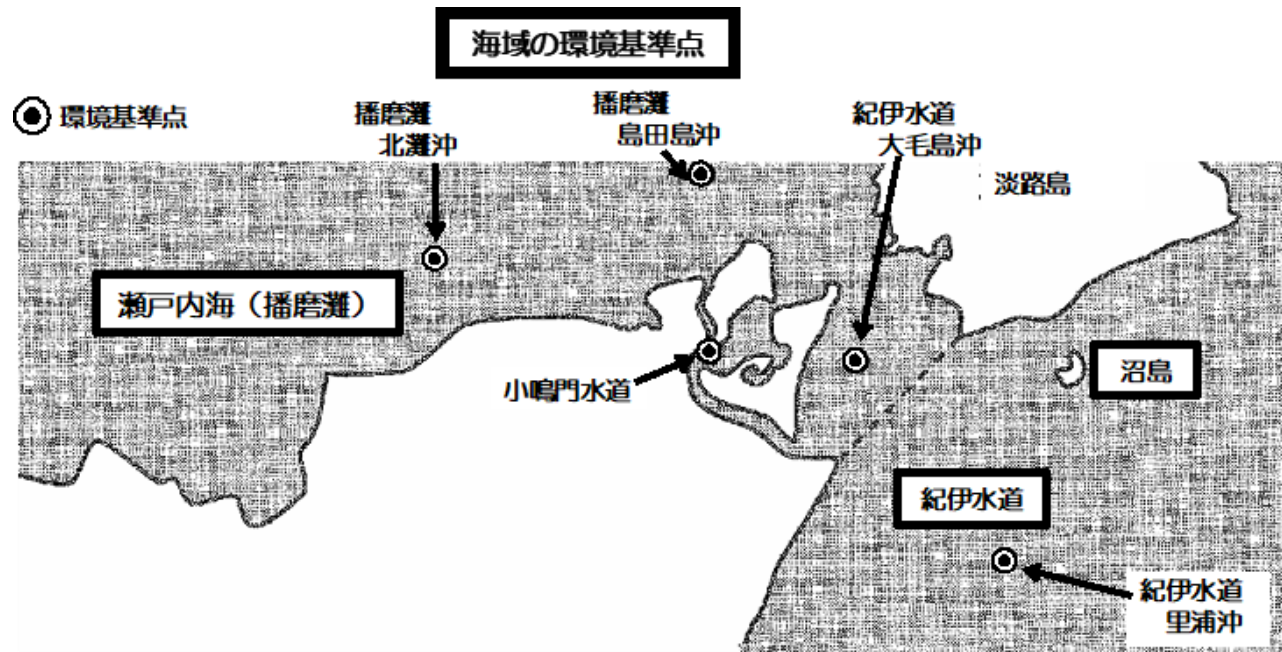
生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100 ml以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100 ml以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100 ml以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/ℓ 以上	—

2. 鳴門市域の海域の水質

環境基準の類型指定状況

鳴門市周辺における環境基準点は、県北沿岸海域、紀伊水道海域にあり、いずれも海域A類型ですが、播磨灘と紀伊水道の環境基準点は、全窒素と全磷に係るⅡ類型の環境基準測定点でもあります。



(1) 鳴門市周辺における海域の環境指定状況

【環境基準の類型指定状況】

水域の名称	範囲	水域類型	
		ア	イ
県北沿岸海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結ぶ線から北の徳島県海域 【上図：播磨灘北灘沖、播磨灘島田島沖、小鳴門水道、紀伊水道大毛島沖】	海域A	海域Ⅱ
紀伊水道海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結んだ線、徳島県阿南市蒲生田美咲から前島及び伊島を経て和歌山県紀伊日の御岬灯台に至る線並びに陸岸によって囲まれた徳島県の海域（一部海域を除く） 【上図：紀伊水道里浦沖】	海域A	海域Ⅱ

(2) 令和元年度における水質の状況

(令和元年度徳島県内の公共用水域の水質の状況について参照)

県北沿岸海域

項目 地点	p H	COD mg/ℓ	DO mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100mℓ	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	T-N mg/ℓ	T-P mg/ℓ
基準値【海域AⅡ類型】	7.8～ 8.3	2以下	7.5以上	1,000以下	検出されない こと	0.3以下	0.03 以下
播磨灘北灘沖 【海域AⅡ類型】	8.0～ 8.1	1.5	7.9	0～13	<0.5 (抽出されず)	0.15	0.023
播磨灘島田島沖 【海域AⅡ類型】	8.0～ 8.2	1.4	7.8	0～13	<0.5 (抽出されず)	0.13	0.021
小鳴門水道 【海域AⅡ類型】	8.0～ 8.2	1.6	7.8	0～49	<0.5 (抽出されず)	-	-
紀伊水道大毛島沖 【海域AⅡ類型】	8.0～ 8.2	1.5	7.6	0～33	<0.5 (抽出されず)	0.15	0.022

紀伊水道海域

紀伊水道里浦沖 【海域AⅡ類型】	8.0～ 8.2	1.6	7.6	0～4	<0.5 (抽出されず)	0.14	0.020
---------------------	-------------	-----	-----	-----	-----------------	------	-------

※COD は全データを値の小さいものから順に並べ(0.75×調査回数) 番目の数値(75%値)

DO、n-ヘキサン抽出物質、T-N、T-P は平均値

以上のように、すべての海域において環境基準は満たされているという結果となっています。

3. 鳴門市域の河川の水質

鳴門市域において環境基準の類型指定がされている河川は旧吉野川と撫養川で、旧吉野川の上流（吉野川分岐点より潮止堰まで）が河川A類型、旧吉野川の下流（潮止堰より下流）と撫養川全域が河川B類型の指定を受けています。



(1) 市内の主な河川の水環境指定状況

【環境基準の類型指定状況】

水域の名称	範囲	水域 類型	基準測定点
旧吉野川上流	吉野川分岐点より潮止堰まで	河川A	市場橋
旧吉野川下流	潮止堰より下流	河川B	大津橋
撫養川	全域	河川B	大里橋
新池川	—	指定なし	木津神橋 (測定点)

(2) 令和元年度における水質の状況

(令和元年度徳島県内の公共用水域の水質の状況について参照)

旧吉野川 (A類型及びB類型)

項目 地点	p H	BOD mg/ℓ	S S mg/ℓ	DO mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100mℓ
基準値【A類型】	6.5～ 8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
市場橋 (環境基準点) 【旧吉野川上流 A類型】	7.3～ 7.7	0.7	7	9.3	1,300～ 130,000
牛屋島橋 (補助測定点) 【旧吉野川上流 A類型】	7.4～ 7.9	0.9	6	9.2	1,300～ 49,000
基準値【B類型】	6.5～ 8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下
大津橋 (環境基準点) 【旧吉野川下流 B類型】	7.6～ 8.1	1.0	5	8.5	330～ 4,900

撫養川全域 (B類型)

基準値【B類型】	6.5～ 8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下
大里橋 (環境基準点) 【撫養川 B類型】	7.9～ 8.1	0.9	4	8.2	13～ 23,000
城見橋 (補助測定点) 【撫養川 B類型】	8.0～ 8.2	1.8	5	8.3	—

新池川 (類型指定無)

木津神橋 【新池川 類型指定無】	7.7～ 9.4	6.1	28	13	—
---------------------	-------------	-----	----	----	---

※BOD は全データを値の小さいものから順に並べ(0.75×調査回数)番目の数値(75%値)

SS、DO は平均値

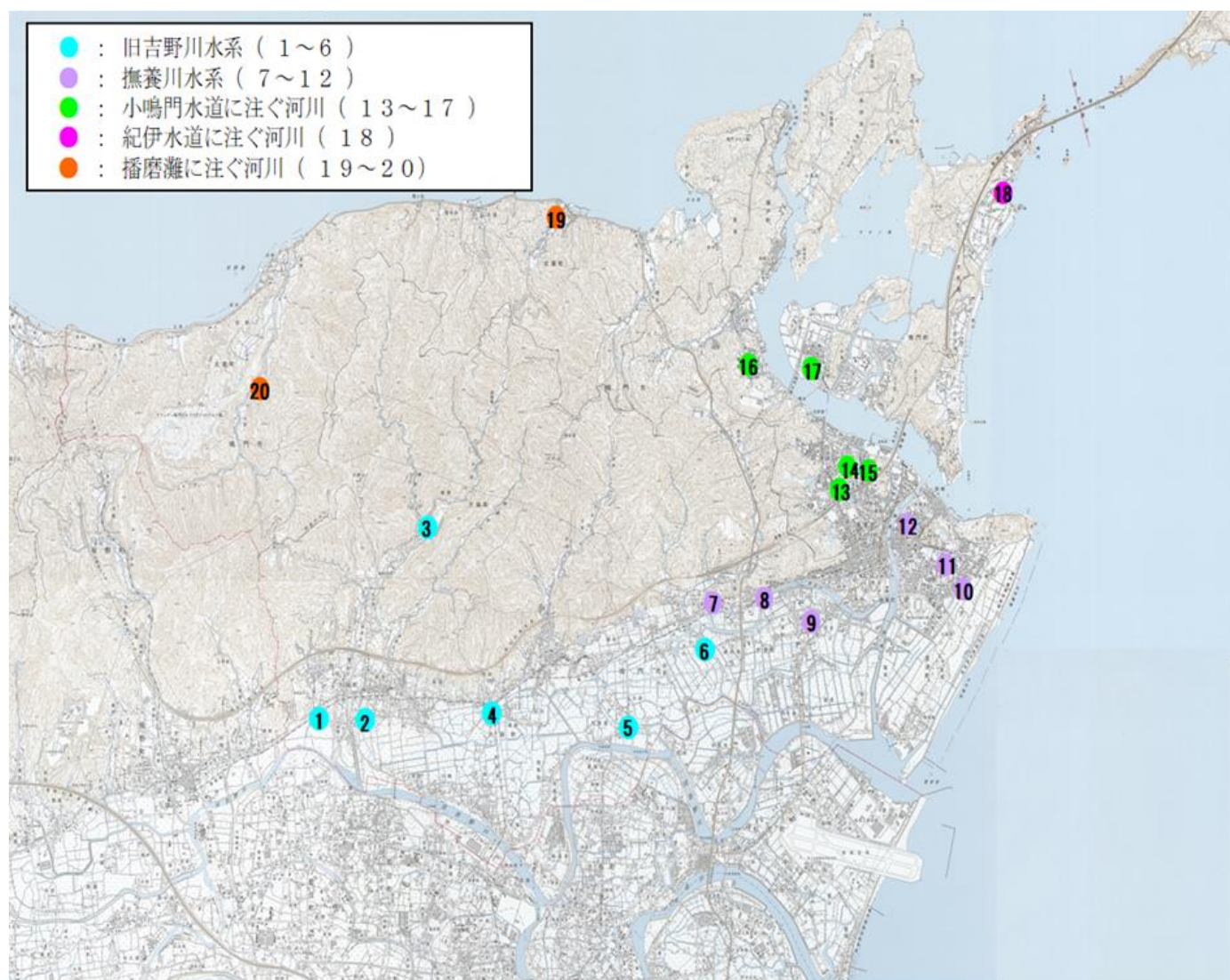
以上のように、類型指定されている河川においてはほとんどの項目で環境基準が満たされていますが、大腸菌群数は旧吉野川上流において高い数値となっています。

また、新池川においては類型指定はされていませんが、BOD (生物化学的酸素要求量) は高い数値となっており、今後も改善に向けた取り組みが必要と考えられます。

4. 身近な河川や水路の水質

市内の水質汚濁の現状及び推移状況を把握し、水質改善に向けた指標とするため、本市では身近な河川や水路の水質調査を毎年1回行っています。令和元年度における主な調査地点及び水質調査の結果については、次のとおりです。

水質調査地点



(1) 旧吉野川水系

項目 地点	p H	S S mg/ℓ	DO mg/ℓ	BOD mg/ℓ	COD mg/ℓ	大腸菌群数 (M P N) MPN/100mℓ	T-N mg/ℓ	T-P mg/ℓ
①寺前谷川	7.2	8.8	2	0.7	3.4	4,900	3.0	0.56
②鍛冶屋川	7.5	14	14	3.0	3.9	2,200	2.3	0.13
③板東谷川（上流）	7.7	10	5	0.5未満	1.8	1,400	1.8	0.18
④中内谷川	7.9	11	2	1.1	3.7	3,300	1.8	0.14
⑤大谷川（明治橋）	7.7	8.5	19	1.8	4.0	13,000	1.2	0.18
⑥大代谷川（大代橋）	7.8	10	15	2.1	4.4	4,900	1.0	0.12

○調査所見

- ①過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかった。
 ②過去5年間の平均データと比較してBOD、COD等が平年より高め。生活排水の影響ではないか。
 ③過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかった。
 ④過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかった。
 ⑤過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかった。
 ⑥過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかった。

(2) 撫養川水系

項目 地点	p H	S S mg/ℓ	DO mg/ℓ	BOD mg/ℓ	COD mg/ℓ	大腸菌群数 (M P N) MPN/100mℓ	T-N mg/ℓ	T-P mg/ℓ
⑦中山谷川（原地第2橋）	8.5	15	34	4.0	8.0	3,300	0.8	0.10
⑧宮川	7.9	15	41	18	17	79,000	5.5	1.3
⑨吉永西新排水路	7.8	8.7	31	4.9	7.8	110,000	1.9	0.62
⑩五枚水尾川（牛の橋）	7.6	6.9	4	1.5	4.3	33,000	1.4	0.71
⑪立岩排水路	7.4	1.0	15	86	14	330,000	18	1.8
⑫北浜排水路	7.5	3.3	4	3.0	7.6	49,000	1.1	1.6

○調査所見

- ⑦過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかった。
 ⑧過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかった。
 ⑨過去5年間の平均データと比較して、多少の変化はあるものの大きな差はなかった。
 ⑩過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかった。
 ⑪過去5年間の平均データと比較すると、生活排水の影響を受け、変動が激しい中では比較的落ち着いた値であると考えられる。
 ⑫過去5年間の平均データと比較して、T-Nが近年上昇傾向であったのが低い値を示し、塩化物イオンが高くなっている。これは逆流した海水の影響があると考えられる。

(3) 小鳴門水道に注ぐ河川

項目 地点	p H	S S mg/ℓ	DO mg/ℓ	BOD mg/ℓ	COD mg/ℓ	大腸菌群数 (M P N) MPN/100mℓ	T-N mg/ℓ	T-P mg/ℓ
⑬黒崎排水路	7.2	4.2	7	7.9	11	790,000	3.6	0.94
⑭中水尾川	7.0	4.5	4	3.3	6.8	790,000	2.6	0.84
⑮桑島排水路	7.3	2.5	5	3.7	7.1	170,000	2.4	0.93
⑯明神越浦排水路	7.7	6.3	2	2.5	4.1	33,000	1.6	0.58
⑰高島排水路	7.5	4.4	2	0.5未満	4.3	79,000	2.3	0.47

○調査所見

- ⑬過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかったが、生活排水の影響を受けている水路と考えられる。
- ⑭過去5年間の平均データと比較して、塩化物イオンが高くなっているが、これは逆流した海水の影響があると考えられる。
- ⑮過去5年間の平均データと比較して、塩化物イオンが高くなっているが、これは逆流した海水の影響があると考えられる。
- ⑯過去5年間の平均データと比較して、塩化物イオンが高くなっているが、これは逆流した海水の影響があると考えられる。
- ⑰過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかった。

(4) 紀伊水道に注ぐ河川

項目 地点	p H	S S mg/ℓ	DO mg/ℓ	BOD mg/ℓ	COD mg/ℓ	大腸菌群数 (M P N) MPN/100mℓ	T-N mg/ℓ	T-P mg/ℓ
⑱網干川	7.7	7.3	7	1.2	4.9	33,000	4.0	0.40

○調査所見

- ⑱過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかった。

(5) 播磨灘に注ぐ河川

項目 地点	p H	S S mg/ℓ	DO mg/ℓ	BOD mg/ℓ	COD mg/ℓ	大腸菌群数 (M P N) MPN/100mℓ	T-N mg/ℓ	T-P mg/ℓ
⑲栗田川	7.7	9.5	17	4.2	8.5	7,900	1.8	0.36
⑳折野川	7.7	9.6	1未満	0.5未満	1.4	1,300	0.37	0.06

○調査所見

- ⑲過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかった。
- ⑳過去5年間の平均データと比較して大きな差はなかった。

水質調査項目について

pH（水素イオン濃度）

水中の水素イオン濃度の逆数の対数をとったものをいいます。pH7 は中性を示し、pH7 より大きい場合はアルカリ性、pH7 より小さい場合は酸性を示しています。pH は、流域の地質や工場排水等の人為的な汚染、植物プランクトンの光合成などによって変化します。

SS（浮遊物質、suspended solids）

水中に懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質のことをいいます。浮遊物質の量は、水の濁り、透明度等の外観に大きな影響を与えるほか、魚類のエラを塞ぎ、呼吸を妨げる危険性や、太陽光線の透過を妨げ、藻類の光合成を阻害させるなど、生態系にも影響を与えます。浮遊物質量の環境基準は、河川や湖沼において、その利用目的の適応性によって類型別に定められています。

DO（溶存酸素、dissolved oxygen）

水中に溶けている酸素のことで、河川や海域の自浄作用や魚類等水生生物の生息には不可欠なものです。水中における酸素の飽和量は、気圧、水温、塩分等に左右されますが、溶存酸素と水質の関係は、水が清澄であればあるほどその温度における飽和量に近い量が含まれます。河川や海域で汚濁が進むと溶存酸素が大量に消費され、嫌氣的になり悪臭が発生することがあります。

BOD（生物化学的酸素要求量、biochemical oxygen demand）

水質汚濁を示す代表的な指標のひとつで、溶存酸素の存在する状態で、水中の微生物が増殖や呼吸作用によって消費される酸素をいいます。通常 20℃、5 日間で消費される溶存酸素の量で表します。

BOD の環境基準は、河川において、その利用目的の適応性によって類型別に定められています。

COD（化学的酸素要求量、chemical oxygen demand）

水質汚濁を示す代表的な指標のひとつで、BOD とともに広く用いられています。試料に酸化剤を加えて、一定条件下で反応させ、そのときに消費した酸化剤の量を酸素の量に換算して表したものです。

COD の環境基準は、湖沼や海域において、その利用目的の適応性によって類型別に定められています。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌ときわめてよく似た性質をもつ菌の総称で、大腸菌群数は大腸菌群を数で表したもので、検水 100mL 中の大腸菌群の最確数（MPN、Most Probable Number の略）で表されます。水中の糞便汚染の可能性を示す指標として使用されています。

T-N（全窒素、total nitrogen）

水中に存在する無機性窒素化合物（アンモニア性窒素や亜硝酸性窒素、硝酸性窒素等）と有機性窒素化合物（たんぱく質やアミノ酸等）の窒素の総量を表します。

窒素化合物を多く含む河水が、湖沼や内湾等の閉鎖性水域に流入すると、その水域の富栄養化を促進する原因となります。全窒素の環境基準は、湖沼や海域において、その利用目的の適応性によって類型別に定められています。

T-P（全燐、total phosphate）

水中に存在する無機性燐化合物と有機性燐化合物の燐の総量を表しています。燐化合物を多く含む河水が、湖沼や内湾等の閉鎖性水域に流入すると、その水域の富栄養化を促進する原因となります。

全燐の環境基準は、湖沼や海域において、その利用目的の適応性によって類型別に定められています。

第3章 鳴門市の生活排水処理状況

生活排水処理施設とは、家庭からの生活排水による汚濁の負担を低減するために必要な施設であり、家庭や事業場などから排出される汚水を処理する污水处理施設に含まれます。

生活排水処理施設の整備については、市全域を対象に污水处理区域の設定を行い、污水处理施設の整備を進めるうえでの基本方針となる鳴門市污水处理構想と関連計画に基づき実施します。

1. 污水处理人口普及率の現状（令和元年度末）

		徳島県	鳴門市	令和12年度までにさらなる普及率の向上に努めていきます。
污水处理人口普及率		63.4% (78.7%)	48.0% (70.0%)	
内訳	下水道	18.4% (24.8%)	10.7% (14.7%)	
	集落排水施設	2.7% (2.9%)	－	
	合併処理浄化槽	41.3% (50.5%)	36.7% (54.6%)	
	コミュニティ・プラント	1.0% (0.5%)	0.7% (0.8%)	

注) 下段()は令和7年度における普及率目標

普及率は四捨五入を行っているため、集計が合わないことがある。

2. 処理施設及びその整備計画の概要

(1) 下水道

本市では、徳島県及び旧吉野川流域の2市4町（鳴門市、徳島市、北島町、藍住町、松茂町、板野町）が一体となって整備している旧吉野川流域下水道のうち、鳴門処理区の整備を推進している。

(2) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の整備計画は「鳴門市合併処理浄化槽設置整備事業」として実施しており、合併処理浄化槽を設置する個人に対し、国が交付する「循環型社会形成推進交付金」を利用した助成を行っている。これは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿とその他の生活排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。

(3) その他の施設（コミュニティ・プラント）

本市では、市営矢倉団地の生活排水処理としてコミュニティ・プラント（鳴門市矢倉団地污水处理場）が整備されている。この施設は廃棄物処理法に定められており、法律上は「し尿処理施設」に該当する。

第4章 生活排水対策の推進

1. 計画の理念

鳴門市においては、平成16年に「鳴門市環境基本計画」を策定し、50年先の望ましい環境像の実現に向けた施策を市民との協働のもとで推進しています。

「鳴門市生活排水対策推進計画」は、上位計画である「鳴門市環境基本計画」の理念、目標及び水環境と整合したものとします。

環境基本計画では、水環境に関する目標としては、「個別目標4 豊かな海を守り育てよう」「個別目標5 身近な水環境を再生しよう」を掲げていることから、本計画においては「身近な水環境を再生し、豊かな海を守り育てよう」を計画の理念とします。

身近な水環境を再生し、豊かな海を守り育てよう

2. 基本方針

本計画は、鳴門市環境基本計画の趣旨・方針のもと生活排水対策に関する施策を実施するための計画です。

計画の理念を実現するには、河川等の水質汚濁の原因となっている未処理生活雑排水対策を推進するとともに、河川等水辺環境の整備に努めなければなりません。

また、平成30年に市が行った「鳴門市の水環境に関するアンケート調査」結果からは、水環境に関する市民の皆さまの意識が高まっていると考えられる一方で、本市が実施している河川等水辺環境の整備や汚水処理事業、合併処理浄化槽設置に伴う補助制度等について、十分な周知が行き届いていないとも考えられ、今後は市民の皆さまへの啓発活動を、より積極的に進めなければなりません。

このため、本計画の基本方針を次のとおりとします。

基本方針1 家庭から排出される汚濁負荷を削減します

基本方針2 河川や水路等の水辺環境を再生するため、様々な啓発活動を進めます

3. 計画の期間

鳴門市環境基本計画の目標年次は平成65（令和35）年度となっていますが、計画期間が長期に及ぶことから、将来人口の予測や生活排水処理施設の整備状況について予測がつきにくく、汚水処理人口普及率等の目標設定も困難です。

このため、本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

ただし、制度の改正や水環境を取り巻く情勢が変化した場合、本計画で掲げた数値目標の達成度、取り組みの進捗状況を踏まえて、計画期間内においても見直しを行うものとします。

基準年度：令和元年度

目標年度：令和12年度

計画期間：令和3～12年度

4. 計画の目標

公共用水域における水質改善について、目標を次のように設定します。

①公共用水域の水質改善

○旧吉野川上流、旧吉野川下流、撫養川全域の水質については、すべての項目について「生活環境の保全に関する環境基準」が達成できるよう、生活排水対策を推進します。

②身近な水環境の水質改善

○身近な河川や水路についても、水質の保全や改善を図ります。

特に、新池川については、汚濁負荷（BOD）の75%値が5mg/ℓ以下となるよう対策を講じます。

5. 基本施策

本計画の目標を達成するため、下記の基本施策をもとに総合的に展開していきます。

(1) 生活排水処理施設の整備促進

基本方針となる鳴門市污水处理構想と各施設の整備計画に基づき実施していきます。

- ①流域関連公共下水道の計画的な整備促進
- ②公共下水道整備と接続促進
- ③合併処理浄化槽の普及推進
- ④コミュニティ・プラントの維持管理
- ⑤し尿処理施設の管理・運営

(2) 水辺環境の保全・再生

生活排水対策と併せて、低下している河川等の自然浄化能力の回復を図るため、環境保全や再生に取り組んでいきます。

- ①河川等における定期的な水質調査の実施と調査結果の公表
- ②河川等の環境保全・再生

(3) 水環境に関する啓発活動の促進

市、市民、事業者等が水環境に関心を持ち、それぞれの責任と役割を理解したうえで、生活排水対策や水環境保全に取り組むとともに、その活動を広げていくため、啓発活動に取り組んでいきます。

- ①生活排水に関する啓発活動の促進
- ②浄化槽の適正な維持管理に関する啓発

(4) 生活排水対策の連携・強化

各種事業について、効率的かつ効果的な活動を推進するため、市民や事業者、関係機関等と綿密な連絡調整を図っていきます。

- ①市民団体等との連携・協働による保全活動
- ②河川管理者等との連携
- ③国や県、周辺自治体等関係機関との連絡調整